ちょっと待って！
スマホ時代の君たちへ

2014 年版

危険その１　それって犯罪かも！

●油断は禁物

多くの高校生が利用しているSNS。そこでは、いろいろな人たちがコミュニケーションをしている。自分の価値観を共感してもらったり、ほめてもらったりするのは誰でもうれしいもの。それは会ったことのない人からでも同様だ。でも、ネットでの付き合いと現実の付き合いを混同していないかな。目に見えない相手、特に異性との出会いに油断していないだろうか。

●過信してはいけない

「自分は絶対大丈夫、危ない人は分かる、素敵な相手を見極める力は持っている」と**過信している高校生は意外と多い。**でも、ネットの言葉や写真のやりとりだけで、相手の本当の姿を見抜くのは難しいんだ。

●断る勇気を持とう！

住所や学校名等を教えてしまえば、その情報を元に、脅迫やストーカーの被害に遭うかもしれない。また、相手の求めに応じて、自らの裸の写真を送ったり撮ることを許したりすれば、その画像を自分ではコントロールできなくなる。もしもネット上に載ってしまえば、コピーが繰り返されて拡散し、完全に消去することは非常に難しくなり、一生涯、その画像に怯えることにもなるかもしれない。また、児童ポルノを作ったり、人に渡したり、ネット上にアップロードする行為は、犯罪として罰せられる。どんなに好きでも、断る勇気を持とう！

【相談例】 SNS で知り合い、軽い気持ちでメールアドレスを交換し、相手の顔も知らずに自分の写真をメールで送りました。会う約束をして、実際に会いました。相手がイメージと違ったので、「メールをやめたい」とお願いしました。しかし、相手はしつこく反対するので、無視することにし、メールも電話も拒否設定しました。それから何日か後に私の SNS にコメントがあり、私の名前と、「このまま無視するなら学校に抗議しにいく」と書いてありました。（高校生女子）

【事件例】 男（32）は、SNS で知り合った女子高生に携帯電話で裸の写真を撮影させ、無料通話アプリを使って、携帯電話に送信させた。児童買春・児童ポルノ禁止法違反（単純製造）で逮捕。

危険その２ 不適切な投稿で自滅！

●不適切な投稿に注意！

自分の公開アカウントをもっていると、大勢から「いいね！」と言ってもらったり、仲間が増えて楽しいもの。ところが、最近、面白半分の**不適切な投稿が目立っている**。自分の写真のみならず、他人の写真も許可なく載せてしまっている人も。著作権や肖像権、そしてプライバシーの侵害になることもある。

●自分が面白がって投稿したことで、一生を台無しにすることもある

あっという間に自分の名前も顔写真も公開されたり、写真の位置情報から自宅の場所が特定されることもある。そして、自分だけではなく、家族が巻き添えになったり、就職の内定取り消しや、婚約破棄の事態になり、たった一つの投稿で一生後悔することも。一度きりでも発信した情報は削除するのが難しいので、ネットは「公開」の場であることをよく認識し、マナーやモラルを守りながら「誰に見られても大丈夫なことだけ」を投稿するようにしよう！

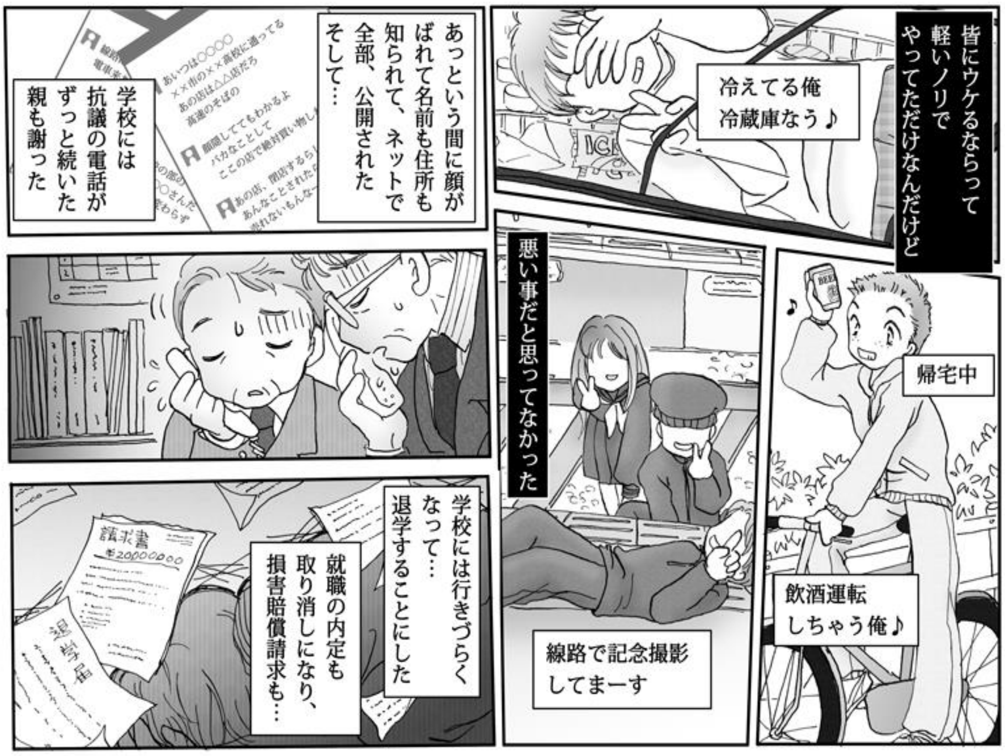

【事件例】 コンビニのアルバイト店員（男性）が売り場の冷蔵庫に入った様子を SNS へ投稿。店員は解雇。コンビニは休店の騒ぎに。

【事件例】 地下鉄線路に少年らが立ち入り、ピースサインをした画像がインターネット上に公開され、警察に通報された。鉄道営業法違反と軽犯罪法違反の非行事実で少年らを家裁に送致。

青少年に向けた“ソーシャルメディアガイドライン”づくりのすすめ

学校や家庭で“ソーシャルメディアガイドライン”を作成してみよう！

「安心ネットづくり促進協議会*」では、青少年一人ひとりがソーシャルメディアを適切に利用し、社会との関係を壊すリスクを回避し、より豊かな生活と健全な成長につながる使い方を促すよう、「利用の心得」「留意点」等をまとめたガイドラインづくりをおすすめしています。先生や保護者と一緒に自分たちでも考えてみましょう。

「学校から中高生へ」のサンプル

＜みんなの安全はみんなで守ろう！　○○学校ソーシャルメディアガイドライン＞

① インターネットは世界中の人が使う公共メディアです。
ソーシャルメディアを使うなら、発信者としての自覚と責任を持ち、法令・規範を守りましょう。

② 現実社会でも同様、公共の場におけるデジタル機器の利用ルールやマナーを守りましょう。
（マナーモード指示を守る、「歩きスマホ」や「音楽を聴きながらの自転車走行」をしないなど）

③ 自分はもちろん、友人・知人の個人情報に関する書き込みも行わないよう気をつけましょう。

④ 自分以外の人の写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得ましょう。
（許可を得る前に、インターネットに公開してもいい内容かどうか判断する必要があります）

⑤ トラブルに巻き込まれた、またはその可能性があるときは、先生や保護者に相談しましょう。

⑥ 他人になりすまして情報を発信してはいけません。人を陥れるような言動は慎みましょう。

⑦ ソーシャルメディア提供側が示す利用規約を必ず読み、正しく理解した上で、利用しましょう。

⑧ 次のような情報（文字情報だけでなく写真や動画も含む）を発信してはいけません。
・他者を中傷する、または侮辱するような情報
・人種、思想、信条等を差別、あるいは差別を助長させる情報
・違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報
（未成年者によるネット選挙活動も違法行為にあたるため、注意が必要です）
・公共ルールやマナーに反する行為をアピールするような情報

このガイドラインは、一人だけが守ってもみんなの安全は保てません。
また、たった一人の「故意」や「うっかり」が、みんなの危険を招くこともあります。
○○学校の生徒および関係者全員が、この内容に準じた利用を心がけましょう。

© 安心ネットづくり促進協議会 2013

学校でつくるソーシャルメディアガイドラインについての詳しいことは、「安心ネットづくり促進協議会」のホームページ〔http://good-net.jp〕をご覧ください。

＊安心ネットづくり促進協議会：企業、団体、有識者などが連携して、青少年の安心安全なインターネット利用を推進する非営利団体です。

制作：文部科学省　２０１４年3月